

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日（火）第 93 号の 12



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

- | 規 則                        |  | 規 則            |
|----------------------------|--|----------------|
| ○鹿児島県営林管理規則の一部を改正する規則（※）   |  | （森づくり推進課取扱い） 1 |
| 告 示                        |  | 告 示            |
| ○鹿児島県営林管理補助員服務要綱を廃止する要綱（※） |  | （森づくり推進課取扱い） 1 |

## 規 則

鹿児島県営林管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第36号

鹿児島県営林管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県営林管理規則（昭和39年鹿児島県規則第137号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「指揮監督」を「指導監督」に改める。

第5条第4項中「服務」を「業務」に改める。

第27条第2項中「管理専門員（昭和38年7月15日鹿児島県告示第675号（林業関係職員の駐在場所）に定める者）」を「管理員（県有林管理員の設置等に関する要綱（令和2年4月1日施行）に定める県有林管理員）」に改める。

第32条第1項及び第46条中「管理専門員」を「管理員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第394号

鹿児島県営林管理補助員服務要綱を廃止する要綱を次のように定めた。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県営林管理補助員服務要綱を廃止する要綱

鹿児島県営林管理補助員服務要綱（昭和40年鹿児島県告示第518号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。